

会員通知第106号
2025年9月1日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 長 野 実

「北海道ESGプロボンドマーケット」の創設について

札幌証券取引所では、別添資料のとおり「北海道ESGプロボンドマーケット」を創設いたしますので、お知らせいたします。なお、本所では25年ぶりの新市場の創設であり、創設日は2025年9月10日を予定しております。

本市場は本邦初のESG債に特化したプロ投資家^{※1}向けの市場です。ESG債とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に資する事業（プロジェクト）に係る資金調達を目的として、企業や地方公共団体などが発行する債券の略称です。

また、本市場の開設は、北海道の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、資金・人材・情報が北海道・札幌に集積するアジア・世界の金融センターを目指す「Team Sapporo-Hokkaido」^{※2}が進める『北海道・札幌「GX 金融・資産運用特区」の地域の取り組みの一つであり、国内外からの投資呼び込みの促進を目的としています。

本市場の開設により、債券の発行者は、上場債としての情報開示の仕組みを活用することにより、自らのESGに係る取組を国内外に発信し、幅広い投資家と接点を持つことが可能となります。また、投資家にとっては、ESG債の投資の選択肢が広がることになり、より活発な投資が期待されます。

札幌証券取引所は、本市場を通じてESG投資の活性化に寄与するとともに、地域に根差す金融インフラとして、経済の発展と持続可能な社会の実現に向けて貢献してまいります。

※1 プロ投資家

金融商品取引法で定められる投資家の区分で、知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能と認められる機関投資家などのことをいう。特定投資家とも呼ばれる。

※2 公式ウェブサイトURL (<https://tsh-gx.jp/>)

以 上

I. 概要

項目	内容	備考
1. 市場の名称	当取引所が開設する債券市場の名称は、「北海道 ESG プロボンドマーケット」(以下「本市場」といいます。)とします。	東京証券取引所の TOKYO PRO-BOND Market (以下「TPB」といいます。)と同様のプロ投資家向け市場となりますが、目的は TPB と若干異なり、北海道の ESG 債市場発展のためです。
2. 対象有価証券	- 内国の者の発行する地方債証券 - 特別の法律により内国法人の発行する債券(政府保証債、財投機関債等) - 内国法人の発行する社債券 - 投資法人債券 - 内国法人又は外国法人の発行する特定社債券 - 特定目的信託の受益証券(予定分配型に限定)	上場対象とする特定目的信託の受益証券について、発行者は内国法人に限ります。なお、当該信託の委

項目	内容	備考
b 申請書類	・ 新規上場申請者は、当取引所に対して、有価証券新規上場申請書を提出するものとします。 ・ 新規上場申請者は、有価証券新規上場申請書その他、次の書類を当取引所に提出するものとします。 (1) 金商法第3条各号に規定する有価証券(地方債等)に係る新規上場申請を行う場合 ① 新規上場申請に係る債券の発行要項 ② 新規上場申請に係る宣誓書 ③ その他当取引所が必要と認める書類等 (2) 公募債の新規上場申請を行う場合 ① 当該公募債に係る有価証券届出書の写し、又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し ② 新規上場申請に係る宣誓書 ③ その他当取引所が必要と認める書類等 (3) 特定勧誘等(※)を行った有価証券(プロ私募債等)の新規上場申請を行う場合 ① 特定証券情報 ② 新規上場申請に係る宣誓書 ③ その他当取引所が必要と認める書類等	・ 新規上場申請者は、当取引所に対して、申請前に、新規上場申請にかかる相談・照会を行うことができます。 ・ 新規上場申請者が提出すべき書類は、新規上場債券が金商法上の開示免除証券(金商法第3条各号)かどうか((1)に該当)、また開示免除証券ではない場合は、新規上場の際に特定勧誘等が行われるかどうか((2)または(3)に該当)により内容が異なりますのでご注意ください。

項目	内容	備考
c 上場申請の公表 (3) 上場承認	・ 当取引所及び上場申請者は、b に掲げる書類を上場申請日に公表するものとします。 ・ 当取引所は、新規上場申請者が上場適格性要件を満たすことを確認した場合には、当該上場申請に係る債券の上場を承認するものとします。	(※)特定勧誘等とは、一定の要件の下、特定投資家(適格機関投資家を始めとしたいわゆる「プロ」の投資家)のみを相手方として、新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘(特定取得勧誘)や、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘(特定売付け勧誘等)を行うことを言います。

項目	内容	備考
5. 上場後の義務 (1) 重要な会社情報の開示(適時開示)	・ 上場債券の発行者は、投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な発行者の情報の開示を行わなければならないものとします。	・ 当取引所が上場債券の発行者の義務として求める適時開示の対象事実は、上場株券等の場合と異なり、解散、倒産、不渡り等に限定します。それ以外の情報の開示は任意とします。 (注)社債の場合には法令上、インサイダー取引規制の対象となる重要事実が解散、倒産、不渡り等の3つに限定されています(金商法第166条第6項第6号、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第32条の2、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成19年8

項目	内容	備考
(2) 決算情報(発行者情報)の公表	・ 上場債券の発行者は、年 1 回以上、発行者情報(金商法第 27 条の 32 に規定する発行者情報をいいます。)を公表するものとします。	月 8 日内閣府令第 59 号)第 58 条) ・ 国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は地方債等については、適時開示義務を課さないこととします。 ・ 有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券が法第 3 条各号に規定する有価証券であつて当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券の発行者は、法律上、発行者情報の公表は不要です。

項目	内容	備考
6. 実効性確保手段	・ 当取引所は、上場債券の発行者に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとします。 (1) 改善報告書の提出 (2) 違約金の賦課 (3) 上場債券の上場廃止 ・ 当取引所は、(3)の措置の検討を開始する場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができるものとします。 ・ 当取引所は、(3)の措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができるものとします。	
7. 上場廃止	・ 当取引所は、上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する上場債券全銘柄の上場を廃止するものとします。 (1) 有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)について重大な虚偽記載を行った場合 (2) 前号のほか、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合 ・ 当取引所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとします。	

項目	内容	備考
8. 上場手数料 9. 取引参加制度 (1) 正会員 (2) 定率会費	(1) 最終償還期限が到来する場合 (2) 債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合 (3) 吸収分割又は新設分割により上場債券に係る債務が他の会社に承継される場合 (4) 期限の利益を喪失した場合 (5) 前各号のほか、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合 ・ 当取引所は、上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができるものとします。 ・ 当取引所は、その事実を投資者に周知させるため、当取引所が当該上場債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができるものとします。 ・ 本市場の上場に関する手数料は、以下のとおりです。 ① 新規上場手数料(消費税抜き) 500千円 ② 上場維持手数料(消費税抜き) 50千円/年 ・ 当取引所での債券取引参加資格は、正会員とします。 ・ 市場内売買における売付け又は買付け毎に 額面 100 円につき 2 厘 4 毛(消費税抜き)	・ 正会員以外のプロ投資家(特定投資家)による取引は、正会員への委託注文により行われます。

項目	内容	備考
10. 売買制度	・ 債券の売買制度による注文受付時間は、前場午前 10 時 30 分から午前 11 時までとして、各銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとします(一本値(板寄せ))。その他は、原則札幌証券取引所と同様です。	・ 当取引所での売買単位は、1億円以上、1億円単位とします。
11. 清算・決済制度	・ 清算・決済制度は、原則札幌証券取引所と同様です。 ・ 株式会社証券保管振替機構の取扱い銘柄でない有価証券に係る清算及び決済については、取引参加者で行うことになります。	・ 例えば信託受益権が株式会社証券保管振替機構の取扱い銘柄でない有価証券に該当します。
12. 受託契約準則関係	・ 本市場においては、一般投資家による買付けを禁止します。	

Ⅱ. 施行日

- ・ 2025年9月10日より施行します。

「北海道E S Gプロボンドマーケット」の創設に伴う
「特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例」等の規程について

目 次

(ページ)

1. 特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例	1
2. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例	5
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則	15

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例

(実施)令和 7.9.10

(目次)

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 定款の特例（第3条・第4条）

第3節 清算・決済規程の特例（第5条）

第4節 信用取引及び貸借取引規程の特例（第6条）

第5節 受託契約準則の特例（第7条・第8条）

第2章 売買立会における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則（第9条）

第2節 業務規程の特例（第10～13条）

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この特例は、本所が開設する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場（以下「本市場」という。）における有価証券の売買及び有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託等について、定款、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。

(一般投資家買付けの禁止)

第2条 正会員は、特定投資家等以外の者（法第117条の2第1項に規定する特定投資家等以外の者をいう。）から本市場における有価証券の買付けの受託を行ってはならない。

第2節 定款の特例

(本所の市場における機構非取扱有価証券の売買の態様)

第3条 正会員は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の取扱銘柄でない有価証券（以下「機構非取扱有価証券」という。）については、本市場における売買を自らの名において行うものとする。

(天災地変等の場合における非常措置)

第4条 本所は、本市場における機構非取扱有価証券の売買に係る正会員の決済が、天災地変、経済事情の激変、品不足その他やむを得ない理由に基づいて、不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、出席した理事会の構成員の3分の2以上の多数決により、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。

2 前項の規定により本所が決済の条件を定めたときは、正会員は、これに従わなければならない。

第3節 清算・決済規程の特例

(正会員の機構非取扱有価証券の売買の決済)

第5条 機構非取扱有価証券の売買の決済は、売買の当事者である正会員間で行う。

2 機構非取扱有価証券の売買に係る決済時限は、午後2時45分までとする。ただし、決済の当事者である正会員が、その都度別の日時とすることを合意した場合には、当該別の日時までとする。

3 正会員は、機構非取扱有価証券の売買についてやむを得ない事由によって前項に規定する決済時限までに機構非取扱有価証券の引渡しを行うことができない場合において、機構非取扱有価証券の引渡しの相手方となる正会員の承諾を受けたときは、本所の定めるところにより、当該機構非取扱有価証券の引渡しを翌日に繰り延べることができる。

4 第1項の決済において、当該決済の当事者である正会員が同一の決済日に、それぞれ相手方に対して機構非取扱有価証券の引渡し及びこれに伴う金銭の支払いを行わなければならない場合において、当該正会員間で合意がなされたときは、当該決済のために正会員が授受する有価証券の金銭の額及び数量を、当該正会員間における銘柄ごとの機構非取扱有価証券の売付代金と買付代金の差引額及び銘柄ごとの機構非取扱有価証券の売付数量と買付数量の差引数量とすることができる。

5 前3項に定めるもののほか、機構非取扱有価証券の売買の決済に必要な事項は、決済の当事者である正会員の合意により定める。

第4節 信用取引及び貸借取引規程の特例

(信用取引及び貸借取引規程の適用除外)

第6条 本市場における有価証券の売買については、信用取引及び貸借取引規程第1条第1項に規定する貸借取引又は同規程第2条第1項に規定する制度信用取引に係る同規程の規定は適用しない。

第5節 受託契約準則の特例

(告知の方法等)

第7条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第14条の14の2第1項第1号、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号)第19条の2第1項第1号に規定する金融商品取引所の定める規則において定める方法は、本所がこの特例の別添として「告知事項」を定

めて公表する方法とする。

2 次の各号に掲げる者は、本所に対して、別添「告知事項」を公表することを委託したものとみなす。

- (1) 本所が運営する本市場において特定投資家向け有価証券の売付け勧誘等に該当する売付注文の発注を行う正会員
- (2) 自らの顧客から、本市場における特定投資家向け有価証券の買付注文を受託する正会員

(機構非取扱有価証券の普通取引における顧客の受渡時限)

第8条 普通取引における機構非取扱有価証券の売買の委託については、顧客は、売買成立の日から起算して3日目（取引所の休業日を除外する。）の日の午前9時（正会員が別の日時を指定した場合には、その日時）までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

第2章 売買立会における業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則

(この章の目的)

第9条 特定上場有価証券（法第2条第33項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）に係る売買立会における有価証券の売買及び有価証券の売買（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、前章及びこの章の定めるところによる。

2 前章及びこの章に定めのないものについては、業務規程、定款、清算・決済規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の定めるところによる。

第2節 業務規程の特例

(債券の呼値)

第10条 債券の呼値の単位は、円貨建の債券にあつては額面100円につき1銭とする。

2 債券の呼値を行う場合の値段の限度は定めない。

(売買単位)

第11条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債券(特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第2条第6項における債券をいう。)
円貨建の債券にあつては1億円以上、1億円単位とする。

(利子の日割計算)

第12条 利付債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算す

るものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

(立会外分売の適用除外)

第13条 本市場における有価証券の売買については、業務規程第5章第2節の規定は適用しない。

(業務規程の読替え)

第14条 業務規程第57条の規定の適用については、同条第15号中「当該募集又は売出し」とあるのは「当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等」とする。

付 則

この規則は、令和7年9月10日から施行する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例

(実施) 令和 7.9.10

(目次)

第1編 総則

第2編 債券

第1章 総則

第2章 新規上場

第3章 上場後の義務

第1節 発行者の情報の開示義務

第2節 その他の義務

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

第2節 上場廃止等

第1編 総則

(目的)

第1条 この特例は、特定取引所金融商品市場への有価証券の上場について、有価証券上場規程及び債券に関する有価証券上場規程の特例の特例を規定する。

2 この特例の変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

(定義)

第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ESG評価機関 ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の観点から企業を第三者評価する機関をいう
- (2) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う者（これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。）及びこれに相当する者をいう
- (3) 監査報告書等 連結会計年度又は事業年度に係る財務書類については監査報告書又はこれに準じたものを、中間連結会計期間又は中間会計期間に係る財務書類については中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又はこれらに準じたものをいう。
- (4) 公募債 次のa又はbに該当する債券をいう。
 - a 当該債券の募集又は売出しにあたり、有価証券届出書が提出されている債券
 - b 当該債券の募集又は売出しにあたり、発行登録書及び発行登録追補書類が提出されている債券

- (5) 国際会計基準 国際財務報告基準（I F R S）をいう。
- (6) 債券 次のa から g までに掲げる有価証券をいう。
- a 内国法人の発行する社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいう。）
 - b 特別の法律により内国法人の発行する債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。）
 - c 投資法人債券（法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。）
 - d 内国の者の発行する地方債証券（法第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。）
 - e 内国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。）
 - f 外国法人の発行する特定社債券（法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前eに掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）
 - g 内国法人の発行する特定目的信託の受益証券（法第2条第1項第13号に掲げる有価証券をいう。）のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの
- (7) 指定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関であって施行規則で定める者をいう。
- (8) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。
- (9) 上場債券 本所が開設する特定取引所金融商品市場に上場している債券をいう。
- (10) 新規上場申請者 債券の新規上場を申請する当該有価証券の発行者をいう。
- (11) 施行令 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)をいう。
- (12) 特定証券情報 法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成20年内閣府令第78号。以下「証券情報等内閣府令」という。）第2条第1項第1号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
- (13) 特定上場有価証券 法第2条第33項に規定する特定上場有価証券をいう。
- (14) 特定投資家 法第2条第31項に規定する特定投資家をいう。
- (15) 特定取引所金融商品市場 法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。
- (16) 特定有価証券 法第5条第1項に規定する特定有価証券をいう。
- (17) 日本会計基準 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）に規定する企業会計の基準をいう。
- (18) 発行者情報 法第27条の32第1項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第7条第2項第1号に基づきこの特例でその内容を定めるものをいう。
- (19) 発行登録書 法第23条の3第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書（その後の訂正を含む。）及びその添付書類をいう。
- (20) 発行登録追補書類 法第23条の8第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類及びその添付書類をいう。
- (21) 半期報告書 法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）（その訂正報告書を含む。）をいう。

- (22) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。
- (23) 法 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）をいう。
- (24) 有価証券 法第 2 条第 1 項に規定する有価証券をいう。
- (25) 有価証券届出書 法第 5 条第 1 項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（同条第 6 項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。
- (26) 有価証券報告書 法第 24 条第 1 項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第 8 項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）（その訂正報告書を含む。）をいう。

（プリンシプルベースの考え方に基づく運用）

第 3 条 本所は、プリンシプルベースの考え方にに基づき、この特例を運用する。

- 2 本所は、この特例の運用にあたっては、原則的な取扱いを定めた各条項の趣旨に従い、本所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。

（売買停止及び停止解除の通知）

第 4 条 本所が上場債券の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを当該上場債券の発行者に通知する。

（電磁的記録による書類等の提出）

第 5 条 新規上場申請に係る有価証券の発行者、上場債券の発行者その他の本所の規則に基づき書類等の提出及び開示等を行う者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出については、当該書類等の内容を記録した電磁的記録の提出によりこれを行うことができるものとする。ただし、本所が書面による提出が必要と認める書類等については、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき電磁的記録を提出した場合における本所の規則の適用については、文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

（施行規則への委任）

第 6 条 本所は、この特例に定める事項のほか、債券の上場、上場債券の発行者の適時開示、上場廃止等に関して必要がある場合には、所要の取扱いを施行規則で定めることができる。

第 2 編 債券

第 1 章 総則

(北海道E S Gプロボンドマーケット)

第 201 条 本所が開設する特定取引所金融商品市場のうち債券に係る市場は、北海道E S Gプロボンドマーケットと称する。

(資料に使用する言語)

第 202 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者が、開示する資料を作成する場合に用いる言語は、日本語又は日本語・英語双方の併記とする。

(相互連絡及び協力)

第 203 条 新規上場申請者、上場債券の発行者及び受託者は、この特例その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。

(発行者のウェブサイト)

第 204 条 新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場申請日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、常に最新の情報がウェブサイトに掲載され、投資者が当該情報を支障なく閲覧できるよう努めるものとする。

第2章 新規上場

(新規上場申請)

第 205 条 債券の新規上場は、当該債券の発行者からの申請により行うものとする。

(上場契約等)

第 206 条 本所が新規上場申請に係る債券を上場する場合には、当該新規上場申請に係る債券の発行者は、施行規則で定める本所所定の「上場契約書」を提出するものとする。

2 前項による上場契約は、新規上場申請に係る債券の上場日にその効力を生ずるものとする。

3 新規上場申請に係る債券が特定有価証券である場合には、当該新規上場申請に係る債券の発行者は、運用会社及び受託者と連名で「上場契約書」を提出するものとする。

4 前項の規定により「上場契約書」を連名で提出した運用会社及び受託者に対してのこの特例の適用については、上場債券の発行者及び新規上場申請者と同様に取り扱うものとする。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。

5 本所は、新規上場申請に係る債券の上場日に、その銘柄を上場債券原簿に記載する。

(新規上場申請時の提出書類等)

第 207 条 新規上場申請者は、本所所定の「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。

2 前項に規定する「有価証券新規上場申請書」には、次の各号に掲げる書類等を添付するものとする。この場合における当該各号に掲げる書類等の内容及び様式は、施行規則で定める。

(1) 特定証券情報

(2) 「新規上場申請に係る宣誓書」

(3) その他本所が必要と認める書類等

3 特定証券情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者（特定有価証券の発行者に限る。）が、その設立後最初の事業年度又は連結会計年度内に特定証券情報を提出する場合であって、本所が適当と認めるときは、当該監査報告書等の添付を要しない。

4 特定証券情報において求められる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のいずれかに基づいて作成しなければならない。

5 法第 3 条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合には、第 2 項第 1 号中「特定証券情報」とあるのを「新規上場申請に係る債券の発行要項」と読み替えて同号の規定を適用する。この場合における「新規上場申請に係る債券の発行要項」の内容は、施行規則で定める。

6 法 27 条の 31 第 1 項に定める特定勧誘等を行わずに公募債の新規上場申請を行う場合には、第 2 項第 1 号中「特定証券情報」とあるのを「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」と読み替えて同号の規定を適用する。

(新規上場申請時の公表)

第 208 条 新規上場申請者は、前条第 1 項の規定により「有価証券新規上場申請書」を提出したときは、証券情報等内閣府令第 3 条第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により、直ちに、前条第 2 項各号に掲げる書類を公表しなければならない。

2 前項の規定に従い公表された特定証券情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、証券情報等内閣府令第 5 条第 2 項第 1 号及び第 11 条第 1 号の規定に従い、施行規則で定める方法により公表しなければならない。

3 法第 3 条各号に規定する有価証券の新規上場申請を行う場合における第 1 項及び前項の適用については、第 1 項中「前条第 2 項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項各号に掲げる書類等」とし、前項中「特定証券情報」とあるのは「新規上場申請に係る債券の発行要項」とする。

4 公募債であって新規上場時に法 27 条の 31 第 1 項に定める特定勧誘等を行わずに新規上場を行う場合における第 1 項及び第 2 項の適用については、第 1 項中「前条第 2 項各号に掲げる書類等」とあるのは「前条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項各号に掲げる書類等」とし、第 2 項中「特定証券情報」とあるのは「当該公募債に係る有価証券届出書の写し又は発行登録書及び発行登録追補書類の各写し」とする。

(その他の提出書類等)

第 209 条 本所は、新規上場申請者に対し、本所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

(上場適格性要件)

第 210 条 債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条、第 5 条及び第 5 条の 2 の規定にかかわらず、新規上場申請に係る債券は、次の各号に掲げる事項（以下この編において「上場適格性要件」という。）を満たしていなければならない。

- (1) 債券が、格付業者（法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社（当該信用格付業者と同等の規制及び監督を受ける者に限る。）をいう。）による格付を取得していること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。
- (2) 債券が、本所が定める E S G 評価機関による E S G 評価を受けていること。
- (3) 当該債券を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第 147 条第 3 号に定める主幹事会社に相当する者をいう。）若しくは当該債券の発行者が本所の作成する「主幹事証券会社リスト」に施行規則で定めるところにより登録されていること又は当該債券が施行規則で定める要件を満たすこと。

(上場承認)

第 211 条 本所は、新規上場申請に係る債券について上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る債券の上場を承認するものとする。

第 3 章 上場後の義務

第 1 節 発行者の情報の開示義務

(ディスクロージャー)

第 212 条 上場債券の発行者（以下「上場債券の発行者」という。）は、投資者への適時、適切な上場債券の発行者の情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な上場債券の発行者の情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

- 2 上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報の開示を行う場合は、本所のウェブサイトに掲載する方法、又は当該上場債券の発行者の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、上場債券の発行者は、次条第 1 号 a 及び b 並びに第 2 号 a 及び b の内容を開示する場合は、T D n e t を利用して行うものとする。T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他本所が必要であると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

- 4 上場債券の発行者は、第2項の規定により当該上場債券の発行者のウェブサイトにおいて情報の開示を行った場合には、当該開示後、速やかに本所に当該情報に係る書類を提出しなければならない。
- 5 本所は、前項に規定する書類の提出を受けた場合には、速やかに、本所のウェブサイト当該情報を掲載するものとする。
- 6 上場債券の発行者は、次条第1号a及びb並びに第2号a及びbの内容についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、第3項の定めるところにより当該内容が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能を付加するなど公衆による当該内容の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。
- 7 上場債券の発行者は、施行令第30条第1項第2号又は第3号の規定に基づく重要事実等の本所への通知を行う場合には、次条の規定に基づく情報の開示に係る方法により行うものとする。

(重要な発行者の情報の開示)

第213条 上場債券の発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内の金融商品取引所に上場している株券等の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第2条第6号b及びdからgまでに掲げる債券の発行者については、この限りでない。

- (1) 上場債券の発行者の業務執行を決定する機関が、次のaからdまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - a 解散（合併による解散を除く。）
 - b 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - c 商号又は名称の変更
 - d aから前cまでに掲げる事項のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 次のaからfまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合
 - a 債権者その他の当該上場債券の発行者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
 - b 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分
 - c 親会社等に係る破産手続開始の申立て等
 - d 債券に係る期限の利益の喪失
 - e 上場債券が指定振替機関の振替業等（指定振替機関の振替業又は外国の法令に準拠して外国において振替業若しくは債券の保管及び振替に関する業務を行う者のこれらの業務をいう。以下同じ。）における取扱いの対象とならないこととなったこと。
 - f aから前eまでに掲げる事実のほか、当該上場債券の発行者の運営、業務若しくは財産又は当該上場債券に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (3) 上場債券に係る保証者（保証者がある場合に限る。以下同じ。）の業務執行を決定する機関が、第1号

a から d までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(4) 上場債券に係る保証者に第 2 号 a から d まで及び f に掲げる事実のいずれかが発生した場合

(開示内容の変更又は訂正)

第 214 条 上場債券の発行者は、前条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 前項の規定は、上場債券の発行者が前条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。

(発行者情報の開示)

第 215 条 上場債券の発行者（有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券が法第 3 条各号に規定する有価証券であって当該上場債券に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券の発行者を除く。）は、事業年度（当該上場債券が特定有価証券である場合にあっては当該上場債券に係る特定期間とし、当該上場債券の発行者が会社以外の者である場合にあっては事業年度又はこれに準ずる期間とする。）の終了後 3 か月以内（やむを得ない理由により当該期間内に作成し、公表できないと本所が認める場合には、施行規則で定めるところにより、本所が承認する期間内）に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。この場合において、発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。

2 前項に規定する発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場債券の発行者は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定めるところにより公表しなければならない。

3 第 1 項に規定する発行者情報において求められる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。

(発行者の情報に係る照会事項の報告及び開示)

第 216 条 上場債券の発行者は、上場債券の発行者の情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合は、直ちに照会事項について本所に報告するものとする。

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが、必要かつ適当と本所が認めるときは、上場債券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。

3 第 1 項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場債券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（本所が、本所の市場における有価証券の売買の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。）

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場債券の発行者の情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合におい

て、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

第2節 その他の義務

(債券の譲渡制限の禁止)

第217条 上場債券の発行者は、法第2条第3項第2号ロ(2)の規定その他特別の法律の規定に基づくものを除き、上場債券の譲渡について制限を行ってはならない。

(指定振替機関の振替業等における取扱い)

第217条の2 上場債券は、指定振替機関の振替業等における取扱いの対象でなければならない。

(上場に関する料金)

第218条 新規上場申請者及び上場債券の発行者は、新規上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

第4章 市場秩序の維持

第1節 実効性確保手段

(実効性確保手段)

第219条 本所は、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置等を講じることができる。

- (1) 改善報告書の提出
- (2) 違約金の賦課
- (3) 上場債券の上場廃止

2 本所は、前項第1号及び第2号に掲げる措置を講じる場合において、本所が必要と認めるときは、その事実を公表することができる。

3 本所は、第1項第3号に掲げる措置の検討を開始する場合には、本所は、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

4 本所は、第1項第3号に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

第2節 上場廃止等

(上場廃止)

第 220 条 本所は、上場債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) 有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類若しくは臨時報告書（これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。）、又は発行者情報若しくは特定証券情報（これらの訂正情報を含む。）について重大な虚偽記載を行った場合。ただし、有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類については、上場債券に係る情報について重大な虚偽記載を行った場合に限る。

(2) 前号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

2 本所は、上場債券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いとは施行規則で定める。

(1) 最終償還期限が到来する場合

(2) 債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合

(3) 吸収分割又は新設分割により上場債券に係る債務が他の会社に承継される場合

(4) 期限の利益を喪失した場合

(5) 指定振替機関の振替業等における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) 前各号のほか、本所が上場廃止を適当と認めた場合

3 上場債券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、施行規則で定めるところにより当該上場債券を監理銘柄に指定することができる。

4 上場債券の上場廃止が決定した場合の上場廃止日の取扱いとは、施行規則で定める。

5 本所は、その事実を投資者に周知させるため、本所が当該上場債券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場債券を整理銘柄に指定することができる。

(原簿のまつ消)

第 221 条 本所が上場債券の上場を廃止するときは、その銘柄の上場廃止日に上場債券原簿の記載事項をまつ消する。

付 則

この特例は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則

(実施)令和 7.9.10

(目次)

第1章 総則 (第1条～第3条)

第2章 債券 (第201条～第214条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この施行規則は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びに特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この施行規則において「E S G評価機関」、「運用会社」、「監査報告書等」、「公募債」、「国際会計基準」、「債券」、「指定振替機関」、「受託者」、「上場債券」、「新規上場申請者」、「施行令」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「発行登録書」、「発行登録追補書類」、「半期報告書」、「米国会計基準」、「法」、「有価証券」、「有価証券届出書」及び「有価証券報告書」とは、それぞれ特例第2条に規定する「E S G評価機関」、「運用会社」、「監査報告書等」、「公募債」、「国際会計基準」、「債券」、「指定振替機関」、「受託者」、「上場債券」、「新規上場申請者」、「施行令」、「特定証券情報」、「特定上場有価証券」、「特定投資家」、「特定取引所金融商品市場」、「特定有価証券」、「日本会計基準」、「発行者情報」、「発行登録書」、「発行登録追補書類」、「半期報告書」、「米国会計基準」、「法」、「有価証券」、「有価証券届出書」及び「有価証券報告書」をいう。

(指定振替機関の定義)

第3条 特例第2条第7号に規定する施行規則で定める者は、株式会社証券保管振替機構とする。

第2章 債券

(上場契約書)

第202条 特例第206条第1項に規定する「上場契約書」は、本所指定様式によるものとする。

(新規上場申請に係る提出書類等)

第203条 特例第207条第2項第1号に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イからニまでに掲げる事項（新規上場申請者が既に1年間継続して開示府令第9条の3第2項に規定す

る有価証券報告書を提出している場合は、その旨並びに証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イ及びロに掲げる事項)に関する情報(債券が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからニまでに掲げる事項に関する情報)とする。

- 2 新規上場申請者は、特例第207条第2項第1号に規定する特定証券情報を作成するにあたっては、本所指定様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。
- 3 特例第207条第2項第2号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、本所指定様式によるものとする。
- 4 特例第207条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、監査法人の「無限定適正意見」又はこれに準ずる意見が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査の結果が記載されたものであること。
 - (2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明、又はこれらと同等のものが記載されたものであること。
 - (3) 監査法人によって作成されたものであること。
 - (4) 最近の事業年度又は連結会計年度に係るものであること。
- 5 特例第207条第4項に規定する施行規則で定める会計基準とは、当取引所が日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準のいずれかと同等であると認めた基準をいい、新規上場申請者及び上場債券の発行者は、当該基準に基づいて特定証券情報において求められる財務書類を作成する場合には、当該基準における会計処理の原則及び手続きと当該3基準のいずれかにおける会計処理の原則及び手続きとの差異の内容につき開示しなければならない。
- 6 特例第208条第5項に規定する「新規上場申請に係る債券の発行要項」の内容は、本所指定様式の第一部【証券情報】に相当する情報とする。

(新規上場申請時の公表の方法)

第204条 特例第208条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める方法は、次の各号に掲げる掲載のいずれかを継続して行う方法とする。

- (1) 本所のウェブサイトへの掲載
 - (2) 新規上場申請者の情報を掲載するウェブサイトへの掲載
- 2 特例第208条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項に規定する方法は、前項に定める方法とする。
 - 3 新規上場申請者は、特例第208条第1項、第2項、第3項又は第4項に規定された情報を第1項第2号の方法により公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。
 - 4 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。

(上場適格性要件)

第205条 特例第210条第1号に規定する施行規則で定める要件とは、当該債券が特例第2条第6号dに掲げ

る有価証券であること又は国、国内の地方公共団体若しくは本所が適当と認める金融機関による保証を受けていることをいう。

- 2 特例第 210 条第 2 号に規定する「本所が定める E S G 評価機関」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) I C M A の外部レビューアーとして登録されていること
 - (2) C B I 認定検証者として登録されていること
 - (3) 環境省のグリーンファイナンスサポーターズ制度における発行支援者（レビュー 部門）として登録されていること
- 3 特例第 210 条第 3 号に規定する「主幹事証券会社リスト」への登録は、当該リストへの登録を希望する者からの申請を受け、本所が当該者のこれまでの債券の引受実績等を勘案して行うものとする。
- 4 本所は、本所が必要と認める場合には、特例第 210 条第 3 号に規定する「主幹事証券会社リスト」に登録された者の登録を取り消すことができる。
- 5 特例第 210 条第 3 号に規定する施行規則で定める要件とは、本所が適当と認める金融機関が当該債券の総額を購入していることをいう。

（重要な発行者等の情報の開示）

第 206 条 特例第 213 条の規定に基づき開示すべき内容は、次の各号に掲げる事項であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼし得るものとする。

- (1) 上場債券の発行者等が開示すべき事項を決定した理由又は開示すべき事項が発生した経緯
- (2) 開示すべき事項の概要
- (3) 開示すべき事項の今後の見通し
- (4) その他投資判断上重要と認められる事項

（発行者情報）

第 207 条 特例第 215 条第 1 項に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第 7 条第 3 項第 1 号イからハまでに掲げる事項に関する情報（債券が特定有価証券に該当する場合には、同項第 2 号イからハまでに掲げる事項に関する情報）とする。

- 2 上場債券の発行者は、特例第 215 条第 1 項に規定する発行者情報を作成するにあたっては、本所指定様式その他本所が適当と認める様式を用いなければならない。
- 3 特例第 215 条第 1 項に規定する発行者情報において求められる財務書類は、特例第 207 条第 3 項の規定に準じて作成するものとする。
- 4 上場債券の発行者は、特例第 215 条第 1 項に規定する本所の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書その他本所が必要と認める書類を、本所に提出しなければならない。
 - (1) 当該発行者情報の提出に関して当該承認を受けようとする期間
 - (2) 当該承認を受けようとする発行者情報に係る事業年度終了の日
 - (3) 当該発行者情報の提出に関して当該承認を必要とする理由

- 5 本所は、前項の承認の申請があった場合において、同項第3号に規定する理由がやむを得ないものと認める場合は、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後3か月以内（直前事業年度に係る発行者情報の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度までの各事業年度に係る発行者情報について、承認をするものとする。
- 6 上場債券の発行者は、前項の規定による承認を受けた場合には、第204条第1項に定める方法により、直ちにその旨を公表するものとする。
- 7 本所は、第4項第3号に規定する理由が消滅した場合又は変更があった場合には、承認した提出期限を変更する又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。
- 8 上場債券の発行者は、前項に規定する理由の消滅又は変更があった場合には、直ちに本所に対してその旨を報告するとともに、第204条第1項に定める方法により公表するものとする。
- 9 上場債券の発行者は、第6項又は前項の規定により第204条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。
- 10 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。
- 11 特例第215条第1項及び第2項に規定する公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第204条第1項又は第2項に定める方法とする。この場合において、上場債券の発行者は、特例第215条第1項又は第2項の規定により第204条第1項第2号の方法による公表をしたときは、速やかに、当該公表された書類を本所に提出しなければならない。
- 12 本所は、前項の規定により公表された書類の提出を受けた場合には、当該公表された書類を速やかに本所のウェブサイトに掲載するものとする。
- 13 特例第215条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第203条第4項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

（上場に関する料金）

第208条 特例第218条に規定する新規上場料その他上場に関する料金の額及び支払期限は、別表に定めるところによるものとする。

（改善報告書）

第209条 本所は、上場債券の発行者が特例第3編第3章第1節の規定に違反したと本所が認める場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場債券の発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第219条第1項第1号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場債券の発行者は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告

書の提出を行わなければならない。

- 4 本所は、上場債券の発行者が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書（第2項の規定によりその内容が明らかに不十分であると認められた改善報告書を除く。）を公衆の縦覧に供するものとする。

（違約金）

第210条 本所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場債券の発行者が本所の市場に対する投資者の信頼を毀損したと本所が認めるときは、当該上場債券の発行者に対して、特例第219条第1項第2号の規定により違約金の支払いを求めることができる。この場合には、本所はその旨を公表するものとする。

(1) 上場債券の発行者が特例第2編第3章第1節の規定に違反したと本所が認める場合

(2) 上場債券の発行者が特例その他の規則に違反したと本所が認める場合

- 2 上場債券の発行者は、前項の規定により違約金の支払いを求められた場合は、次項で定めるところにより、当該違約金を支払わなければならない。

- 3 前項に定める違約金の支払いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 違約金の金額は、100万円とする。

(2) 上場債券の発行者は、前号の金額を本所が違約金の支払いを求めた日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(3) 違約金の支払いは、本邦通貨によるものとする。

(4) 本所は、上場債券の発行者が違約金を支払期日までに支払わない場合には、当該上場債券の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとする。

（実効性確保手段における監理銘柄の指定期間）

第211条 特例第219条第3項に規定する監理銘柄への指定期間は、同条第1項第3号に掲げる措置の検討を開始した日から本所が当該措置を講じるかどうかを認定した日までとする。

（上場廃止の取扱い）

第212条 上場債券の発行者は、特例第220条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに本所に対してその旨を報告するものとする。

- 2 特例第220条第2項第1号に掲げる場合には、第214条第2号に定める日の14日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）に当該場合に該当するものとして取り扱う。

- 3 特例第220条第2項第2号に掲げる場合には、当該上場債券の発行者から、当該償還を行う旨の決定に係る書面による報告を受けた時に当該場合に該当するものとして取り扱う。

（監理銘柄の指定期間）

第213条 特例第220条第3項に規定する監理銘柄への指定期間は、本所が必要と認めた日から本所が同条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するかどうかを認定した日までとする。

(上場廃止日の取扱い)

第 214 条 特例第 220 条第 4 項に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、本所は、本所が必要と認める場合は、当該日より前の日を上場廃止日とすることができる。

- (1) 特例第 220 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる場合に該当することとなった銘柄

本所がその都度定める日

- (2) 特例第 220 条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

最終償還期限から起算して 4 日前（休業日を除外する。）の日

- (3) 特例第 220 条第 2 項第 2 号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して 4 日前の日

- (4) 特例第 220 条第 2 項第 3 号に掲げる場合に該当することとなった銘柄

吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して 3 日前の日

付 則

この規則は、令和 7 年 9 月 10 日から施行する。

別表

ESG債券の上場に関する料金

種別	金額	支払期日
新規上場手数料	50 万円	上場日の属する月の翌月末日
(年間) 上場維持手数料	5 万円	第 1 回支払日は上場日の属する月の 1 年応当月の末日 (前 1 年分の手数料)

(注 1) 上表の記載にかかわらず、本所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本所が定めるところにより、一定の期間において、上場に関する料金を変更することができる。この場合は、あらかじめその旨を本所のウェブサイトへ掲載するものとする。

(注 2)

- a 上表で算出した金額について、100 円未満の金額は切り捨てるものとする。
- b 前 a により算出した額に消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請者又は上場債券の発行者が外国の者である場合を除く。）して支払うものとする。
- c 料金の支払いは、本邦通貨によるものとする。
- d 本所は、上場債券の発行者がこの別表に規定する料金を支払期日までに支払わない場合には、上場債券の発行者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を 100 円につき 1 日 4 銭の割合によって請求できるものとする。

(注 3) 上場債券の発行者は、上場廃止の際に支払期限の到来していない料金について、上場廃止日の前日又は本所が別途指定する日までに支払うものとする。

(注 4) ESG債として対象となる債券とは、下記のいずれかとする。

- 1. Team Sapporo-Hokkaidoが創設する『TSH グリーンファイナンスフレームワーク』により評価を受けた債券
- 2. ESG評価機関によるESG評価を受けた債券
(例：グリーンボンド、トランジションボンド等)